**高知県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について**

資料４

**高知県子ども・子育て支援事業支援計画について**

|  |  |
| --- | --- |
| 計画の性格 | 出産前・乳幼児期から学童期までを対象とした子ども・子育てに関する総合計画 |
| 計画期間 | 平成27年度～31年度（５年間） |
| 計画策定体制 | 高知県子ども・子育て支援会議 |
| 計画内容 | ＜必須記載事項＞  ○教育・保育の提供区域  ○各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制、実施時期  ○教育・保育の一体的提供及び推進体制  ○保育士等の人材確保、資質向上  ○専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項と市町村  との連携（児童虐待対策、社会的養護対策、ひとり親自立支援、障害児施策） |
| ＜任意記載事項＞  ○市町村の区域を超えた広域調整  ○教育・保育の情報の公表  ○労働者の職業生活と家庭生活との両立に関する施策との連携 |

**他の法定計画等との連携**

**県庁内・計画との整合性**

（家庭的養護）高知県の推進計画

（平成27年度～31年度）

※児童福祉審議会において審議

日本一の健康長寿県構想（第２期）

（平成24年度～27年度）

第二次高知県ひとり親家庭等自立支援計画

（平成24年度～28年度）

※児童福祉審議会（母子部会）において審議

高知県次世代育成支援行動計画(後期)

こうちこどもプラン

（平成22年度～26年度）

高知県教育振興基本計画

（平成21年度～30年度）

高知県教育振興基本計画・重点プラン

（平成24年度～27年度）

高知県障害者計画

（平成25年度～34年度）

※高知県障害者施策推進協議会において審議

高知家の　子ども見守りプラン

（平成25年６月策定）

第３期高知県障害福祉計画

（平成24年度～26年度）

※高知県障害者施策推進協議会において審議

**子ども・子育て支援事業支援計画策定について**

**＜基本的事項＞**

「子ども・子育て支援法」の基本理念（※）及び「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」

の「子ども・子育て支援の意義に関する事項」（※）を踏まえて作成

**＜ポイント＞**

■　量（需要と供給）の設定　　　　　　　 ■　質（幼児教育・保育の質）の向上

■　体制の確保（施設・施設従事者）

■　その他（専門的な知識と技術を要する支援施策、職業生活と家庭生活の両立など）

**参考資料**

**「子ども・子育て支援法」**

|  |
| --- |
| **（基本理念）**  第２条　子ども・子育て支援は、**父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する**という基本的認識の下に、**家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たす**とともに、相互に協力して行われなければならない。  ２ 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、**全ての子どもが健やかに成長するように支援するもの**であって、良質かつ適切なものでなければならない。  ３ 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、**地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮**して行われなければならない。  **（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）**  第62条　都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援  事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。 |

**「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」**

|  |
| --- |
| **「子ども・子育て支援の意義に関する事項」**  ・**「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す**との考え方を基本とする。  ・障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、**全ての子ども**  **や子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す**。  **１　子どもの育ち及び子育てをめぐる環境**  ・核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、  児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。  ・子ども・子育て支援とは、**保護者が子育てについての第一義的責任を有する**ことを前提としつつ、  上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感  を和らげることを通じて、**保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親と**  **しての成長を支援**し、子**育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援**を  していくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、**子どものより良い**  **育ちを実現する**ことに他ならない。  **２　子どもの育ちに関する理念**  ・乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者と  の関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、**発達に応じた適切な**  **保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ**、**子どもの健やかな発達を保障する**  ことが必要。  **３　子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義**  ・子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域におけ  る**多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る**ことが必要。その際、妊娠・出産期から  の切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。  **４　社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割**  ・社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を  深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。 |